

○国土交通省告示第四百四十三号

自動車損害賠償保障法施行令（昭和三十年政令第二百八十六号）第二十一条第一項の規定に基づき、自動車損害賠償保障事業のうち損害のてん補額の決定以外のものを委託した保険会社の名称に変更があつたので、昭和三十一年運輸省告示第三百三十三号の一部を次のように改正する。

平成十五年四月二十三日

国土交通大臣 林 寛子

「共栄火災海上保険相互会社」を「共栄火災海上保険株式会社」に改める。